

新行政改革大綱(仮称)骨子(案)

1 新行政改革大綱(仮称)の目的

群馬県はこれまで、歳出の縮減や職員数の大幅な削減など不断の行政改革に取り組み、比較的堅実な行財政構造を維持してきました。

しかし、人口減少、少子高齢化、長期の経済停滞など社会経済状況が大きな転換期を迎え、税収減など歳入がますます厳しくなる一方、社会保障費の増嵩など歳出はさらに増大し、財政状況はますます厳しくなることが予想されます。

また、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国と地方が役割を分担する地方分権改革を着実に推進する必要がある、県は、自らの判断と責任において行政を運営するための簡素で効率的、そして、変化に柔軟に対応できる体制づくりが求められます。

これらの課題に的確に対応するためには、県は、限られた財源、限られた職員数の中で、最大の効果を上げることができるよう、事業をゼロベースで見直すとともに、従前からの「仕事の仕方」を時代の変化に対応して大幅に変革するなど行政改革を着実に推進していく必要があります。

改革は、県のみでなしうるものではなく、これまで以上に、県民との協働により推進していかなければなりません。

このため、県民に改革内容をはっきりと提示するとともに、改革に取り組む職員のみよりどころとするため、新行政改革大綱(仮称。以下「新大綱」という。)を策定します。

2 これまでの取組と成果

(1) これまでの取組

群馬県では、昭和51年度以降数次にわたり行政改革の方針を策定し、歳出の縮減や職員数の大幅な削減のほか、組織機構の簡素化、事務事業の抜本的な見直しなどに取り組んできました。

(2) 「県政運営の改革方針」に基づく取組について

特に、平成20年度からは、「減量や縮小といった従来の行政改革だけでなく、県としての施策・事業等の基本的執行や、県政の運営についての方針を示し、県民が力を合わせて積極的に群馬県の未来を拓く姿勢を示すもの」として、「県政運営の改革方針」を策定し、これに基づき改革に取り組んできました（改革期間：22年度まで）。

(3) 主な成果

「県政運営の改革方針」などに基づく行政改革の最近の主な成果は以下のとおりです。

職員数の削減

部 門		H17.4.1	H22.4.1	実績
県全体		25,888	25,101	787
一般行政部門		4,557	3,997	560
教育部門		16,381	15,881	500
警察部門	警察官	3,158	3,369	211
	その他	464	444	20
公営企業部門	企業局	317	289	28
	病院局	970	1,087	117
	その他	41	34	7

「集中改革プラン」（17年4月～22年4月）に基づき、上表のとおり

り職員数の削減など定員の適正化を図りました。

本県の一般行政部門の職員数は、人口対比で、政令指定都市のある道府県及び東京都を除く全国32県の中で少ない方から2番目となっています(22年4月1日現在)。

給与等の見直し

給料表水準を平均4.8%引き下げた(18年度)ほか、調査研究手当の廃止などの特殊勤務手当の見直しを行いました。

組織等の見直し

各種機関の整理・統合を行いました。

(16年度末と22年4月1日との比較)

- ・ 知事部局地域機関等 84機関 5県民局・53地域機関
- ・ 教育委員会教育機関等 95機関 90機関
- ・ 警察本部地域機関 20警察署 18警察署

グループ制を廃止し簡素でわかりやすい係制を導入しました。

(20年4月1日)。

外部委託等の推進

平成18年度から指定管理者制度を導入し、公の施設103施設のうち51施設について適用し、民間の経営ノウハウを活かした運営により、県民サービスの向上・経費節減を実現しています。

県立病院の未収金について、回収業務の一部を外部委託し、効率的な回収を実現しました(21年度~)。

事務・事業の見直し

公共事業コストを約75億円縮減しました(17~20年度の4か年の累計額)。

市町村への権限移譲

新ぐんま権限移譲推進プラン（推進期間：20～22年度）により権限移譲を推進し、県民の利便性向上等を実現しました（移譲事務：16法令等260事務。昭和51年度からの累計では50法令等639事務）。

公社・事業団の見直し

県が出資する41団体（16年度）のあり方や業務等を見直し、10団体を解散するなどの改革を実施しました。

行財政改革による財政効果

プライマリー・バランスの黒字を維持しています。

（16年度～。臨時財政対策債を除く）。

職員数の削減により人件費約83億円を削減しました（17年度と21年度との比較）。

指定管理者制度導入により公の施設の管理費用を7.75億円削減しました（16年度と21年度との比較）。

未利用財産を売却し、歳入を確保しました（17～21年度の5年で合計33億円）。

～ などの改革により、17年度から21年度までの累計で600億円を超える経費削減等の効果が得られました。

3 県政を取り巻く課題と行政改革の目標

こうした取組により、本県は比較的堅実な行財政構造を実現しているものの、以下の課題に直面しています。

この課題に対応するため、3つの目標を掲げ具体的な改革に取り組んでいくこととします。

課題 1 社会経済状況の変化と厳しい財政環境

人口減少（本県人口は、平成32年には190万人に）

少子高齢化

（21年合計特殊出生率1.38、20年老齢人口（65歳～）22.5%）

経済停滞

（国民一人当たり名目GDPは20年38,371ドル、OECD加盟国中19位）

税収の落ち込み等財源不足

財政構造の弾力性の低下

雇用情勢の悪化

新たな行財政需要の存在

社会保障費の増嵩

地球温暖化防止対策 など

以上から、より一層簡素で効率的・効果的な行財政運営を目指す必要があり、次の目標を掲げて具体的な取組を進めていきます。

目標 1

より簡素で効率的・効果的な行財政体制を確立する。

【具体的な取組の例】

- 1 事業評価の推進・事務改善（P D C Aサイクルの徹底）
（事業評価の手法の見直し、仕事のチェック・改善の徹底など）
- 2 適正な定員管理（住民サービスの向上のための人員配置）
- 3 公社・事業団改革（県出資公社・事業団等のあり方、業務の見直し）
- 4 規制改革
（総合特区制度の活用や事務処理に係る標準処理期間の見直しなど）
- 5 財政基盤の強化（歳入増の取組など）
- 6 省エネルギー化を進めるための業務の見直し

課題 2 地方分権改革への対応

個性豊かで活力に満ちた地域社会を築くための地方分権改革の推進

自らの判断と責任による行政運営の推進

二重行政の排除による効率的な行政の実現

権限移譲（国 県、県 市町村）による県民サービスの向上
地方分権改革に対する本県のビジョンの発信

県民とともに地方自治の一層の推進を図るためのビジョンの提示
政府の「地域主権改革」の取組に対する地方の意思の発信

市町村とともに進める地方分権改革

「住民自治の充実」の観点からの地方分権改革推進

県民への情報提供の拡大

以上から、地方自治の実質的な確立を推進し、活力ある群馬県をつくるため、次の目標を掲げて具体的な取組を進めていきます。

目標 2

「地方分権推進県・ぐんま」をつくる。

【具体的な取組の例】

- 1 県民サービスの向上につながる、市町村への権限移譲の推進
（パスポート事務などの移譲推進）
- 2 地方分権改革に対応した組織等行政体制の見直し
（国からの権限移譲を受けとめる体制整備）
（市町村への権限移譲（含中核市移行）に伴う体制整備など）
- 3 国等への積極的な提言（政策・法令改正など）
- 4 近県との連携強化
- 5 情報公開のより一層の推進
（県の出資する公社・事業団等との随意契約に関する情報公開など）

課題3 県民目線による県政の推進

「新たな^{おおやけ}公」の推進など県民協働の要請

豊かな社会を実現するため、行政が担っていた公共サービスを住民やNPO等の民間が主体となり提供する考え方をいいます。

アウトソーシングを含めた協働に対する期待
企業などの事業主体の社会貢献意識の高まり
指定管理者制度のより一層の活用

以上から、県民協働などの要請にこたえるため、次の目標を掲げて具体的な取組を進めていきます。



県民と協働して仕事の仕方を改革する。

【具体的な取組の例】

- 1 指定管理者制度の活用と適正な運用
- 2 PFI事業の実施検討
(PFI事業による県施策の実施検討)
- 3 市場化テストのモデル的实施
(市場化テストのモデル的实施により、アウトソーシングによる事務の効率化を検証)

4 目標実現のための「具体的な取組」

上記目標を達成するための実施計画として、「具体的な取組」を設定します。

(1) 「具体的な取組」設定の視点

以下の視点を持って行うこととします。

「県民目線」の視点

「県民協働」の視点

「社会や時代の変化に迅速に対応する」という視点

「地方分権の担い手」としての視点

「コスト意識」の視点

「スピード感」の視点

いかなる行政過程においても「説明責任を果たす」という視点

(2) 「具体的な取組」の内容

「具体的な取組」ごとに、以下の内容を示すこととします。

目標

3年後の姿（目標）を掲げ、可能な限り数値を用いて具体的に示すこととします。

工程表

取組の工程表を作成し、1年終了時点ごとに検証を行うこととします。

「重点項目」の設定

特に重要な具体的な取組を「重点項目」とし、集中的に取り組むこととします。

5 推進期間等

(1) 推進期間

概ね3年間（23～25年度）を目途とします。

(2) 新総合計画との関係

新大綱の目的は、行政改革を実現し、様々な行政課題に柔軟かつ的確に対応する県政を築くことにあり、現在策定中の新総合計画を支える計画の一つに位置づけられます。

(3) 推進体制

現行の推進体制（ぐんま県政改革推進会議等）を新大綱推進のために再編するとともに、民間有識者等からなる委員会を新たに設置し、幅広い意見をいただきながら改革を進めます。

(4) スケジュール・手続

新大綱は、平成22年12月を目途に策定することとします。

策定に当たっては、県議会に新大綱案について報告するほか、有識者やパブリックコメントなど県民の意見を十分踏まえることとします。